

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月23日
【会社名】	シナネンホールディングス株式会社
【英訳名】	SINANEN HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山崎 正毅
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	東京03(6478)7800(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 若林 葉子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	東京03(6478)7800(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 若林 葉子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月22日開催の当社第88期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります

1. 変更後定款第16条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新設するものであります。
2. 変更後定款第16条（電子提供措置等）第2項は、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を新設するものであります。
3. 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、変更前定款第16条（インターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
4. 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

山崎正毅氏、清水直樹氏、間所健司氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

平野和久氏、篠連氏、三谷宏幸氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

安田明代氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	88,014	29	-	(注)1	可決 99.9
第2号議案					
山崎 正毅	87,431	612	-	(注)2	可決 99.3
清水 直樹	87,880	163	-		可決 99.8
間所 健司	87,913	130	-		可決 99.8
第3号議案					
平野 和久	87,969	74	-	(注)2	可決 99.9
篠 連	87,967	76	-		可決 99.9
三谷 宏幸	87,985	58	-		可決 99.9
第4号議案					
安田 明代	79,026	9,017	-	(注)2	可決 89.7

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上